

## 書面決議参考書類

### 1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項

「野村アジア成長国株ファンド(愛称:ネオアジア)」(以下「当ファンド」といいます。)は、日本を除くアジアの成長国の企業の株式(DR(預託証券)および外国株式を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券(外国株信託受益証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とするファンドとして、平成 20 年 8 月 29 日に設定されました。

当ファンドは投資信託約款第 48 条において、信託契約の一部を解約することにより当ファンドの受益権の口数が 30 億口を下回った場合には、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)における賛成をもって、信託契約を解約し、信託を終了させることができると規定しています。

当ファンドの受益権の口数は 30 億口を下回る状態が継続し、受益権の口数が減少してきており(平成 27 年 1 月末現在の受益権の口数は約 1.5 億口)、今後、このような受益権の口数と運用資産額が継続した場合、本来の運用目標を達成することが困難になっていくと見込まれます。

以上の状況を鑑み、当ファンドの信託終了(繰上償還)を行なうための書面決議の手続きをとることといたしました。

### 2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

本書面決議により当ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合には、当ファンドは平成 27 年 7 月 28 日に信託を終了(繰上償還)いたします。

### 3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

中止に関する条件はございません。

なお、本書面決議において、当ファンドの信託終了(繰上償還)が否決(賛成する受益者の受益権の合計口数が対象となる受益権総口数の 3 分の 2 未満)となった場合には、本投資信託契約の解約を行ないません。

### 4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

### 5. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

添付の貸借対照表および損益計算書をご覧ください。

以上